

24建第623号
平成25年2月1日

(社) 長崎県建設業協会長 様

長崎県土木部建築課長



「長崎県宅地造成工事技術指針」の制定について（お知らせ）

このことについて、この度、県では宅地造成に関する技術基準について、本県におけるこれまでの取り扱い基準や運用などをとりまとめ、開発許可や確認申請の際の技術基準として定めることにより、造成される宅地の安全性の確保と併せて、宅地の耐震化の推進をさらに図っていくことを目的として、技術指針を制定しました。（平成25年2月1日施行）

“長崎県宅地造成工事技術指針”としてホームページで公表しましたのでお知らせします。

土木部建築課宅地開発班 林田、永田

TEL : 095-894-3094

FAX : 095-827-3367

mail : s08060@pref.nagasaki.lg.jp

『長崎県宅地造成工事技術指針』を制定

この度、県では宅地造成に関する技術基準について、本県におけるこれまでの取り扱い基準や運用などをとりまとめた技術指針を制定し、“長崎県宅地造成工事技術指針”としてホームページで公表しました。(平成25年2月1日施行)

開発許可や確認申請の際の技術基準として定めることにより、造成される宅地の安全性の確保と併せて、宅地の耐震化の推進を図っていくことを目的としております。

☆概 要

第1章	基本事項
第2章	盛土計画
第3章	切土計画
第4章	治水・排水計画
第5章	のり面保護工
第6章	擁壁工
第7章	練積み造擁壁の設計及び施工
第8章	鉄筋コンクリート造等擁壁の設計
第9章	工事中の防災計画
参考資料1	地質調査に関する各種試験等
参考資料2	鉄筋コンクリート造等擁壁の耐震設計基準

相談窓口		所管区域	担当室・課(電話番号)
県	長崎振興局	長与町、時津町	建築課 095-844-2181(代表)
	県央振興局	諫早市★、大村市	建築課 0957-22-0010(代表)
	島原振興局	島原市、雲仙市、南島原市	建築課 0957-63-0111(代表)
	県北振興局	平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、小値賀町	建築課 0956-23-4211(代表)
	五島振興局	五島市	管理課建築班 0959-72-2121(代表)
	五島振興局上五島支所	新上五島町	管理・用地課建築班 0959-42-1141(代表)
	壱岐振興局	壱岐市	管理・用地課建築班 0920-47-1111(代表)
	対馬振興局	対馬市	管理課建築班 0920-52-1311(代表)
	県庁建築課	上記19市町にかかるものであって、開発面積が1ha以上のもの	建築課宅地開発班 095-894-3094(直通)

★ 諫早市内の開発許可に関する相談は、諫早市(開発支援課TEL0957-22-1500)です。

○ アクセス方法：長崎県 HP の「まちづくりの情報」→「建築指導」→「長崎県建築課」
→「新着情報(お知らせ)」→「長崎県宅地造成工事技術指針」

○ 問合せ先：長崎県土木部建築課 宅地開発班 TEL 095-894-3094

建築課 mail ｱﾄﾞﾚｽ: s08060@pref.nagasaki.lg.jp